

株券電子化後の

新しい配当金の受取方法のご案内

平成21年2月

株式会社証券保管振替機構

平成21年1月の株券電子化にあわせて、投資者の皆様は、上場株式等の配当金(注1)について新たな受取方法を選択することが可能となりました。

これまで、上場株式等の配当金を受け取るには、上場会社等から郵送された「配当金領収証」を指定された期間内に金融機関・郵便局に持参したり、あらかじめ保有する銘柄ごとに振込先の口座を指定したりする必要がありました。

株券電子化に伴って導入された新たな受取方法は、こうした投資者の皆様のご不便の解消を目指して、関係者の協力によって導入されたものです。

以下では、この新しい配当金の受取方法の概要についてご案内いたします。

あらかじめ指定した1つの預金口座で、保有するすべての銘柄の配当金を振込みにより受け取ることができます。

登録配当金受領口座方式

株券電子化前においては、配当金を金融機関の預金口座への振込みによって受け取ろうとする場合には、保有する銘柄ごとに上場会社等に対して「配当金振込指定書」を提出する必要がありました。

新たに導入された「登録配当金受領口座方式」は、あらかじめ 1つの預金口座 をお取引先の証券会社等に届け出いただくことにより、保有する すべての銘柄 の配当金を、指定した預金口座への振込みによって受け取ることができる仕組みです。

この「登録配当金受領口座方式」のご利用に際しては、次の点にご注意ください。

- 1 ゆうちょ銀行の口座は、登録配当金受領口座として指定できません。
- 2 銘柄ごとに振込先の預金口座を分けることはできません。
- 3 登録配当金受領口座には、普通預金又は当座預金を指定してください。

お取引先の証券会社等で、証券取引口座の残高に応じて、保有するすべての銘柄の配当金を受け取ることができます。

株式数比例配分方式

新たに導入された「株式数比例配分方式」は、社債の元利金や投資信託（ETFを除く。）の収益分配金と同様に、上場株式等の配当金についても、証券取引口座の残高（配当基準日現在の残高）に応じて、お取引先の証券会社等を通じて受け取ることができる仕組みです（注2）。

この「株式数比例配分方式」のご利用に際しては、次の点にご注意ください。

1 株式数比例配分方式を取り扱わないものとしている金融機関等から口座の開設を受けている場合（特別口座の開設を受けている場合など）には、この方式をご利用いただくことができません（注3）。

2 すべての銘柄の配当金をこの方式でお受け取りいただきます。

ご利用の方法

「登録配当金受領口座方式」又は「株式数比例配分方式」のご利用のお申込みは、お取引先の証券会社等を通じて行ってください。

これらの方式のご利用の中止や、登録配当金受領口座の変更等のお手続きにつきましても同様となります。なお、「株式数比例配分方式」については、そのご利用の中止のお申出をいただいた場合でも、既に配当基準日が到来している銘柄の配当金については、「株式数比例配分方式」によりお受け取りいただきますのでご注意ください。

（注1） 上場株式の配当金のほか、投資口（REIT等）やETFの分配金を含みます。

（注2） 特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、平成22年1月より、「株式数比例配分方式」によって受領した配当金について、特定口座内における譲渡所得との損益通算の対象となる見込みです。

（注3） 株式数比例配分方式を取り扱わない金融機関等の一覧を証券保管振替機構のホームページに掲載しています。